

**フィリピン共和国**

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの（行われ得るもの）		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの（行われ得るもの）
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで嘱託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 ※1 (大使又は総領事あて 一大使、総領事の管轄区域についてはVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、英語 ・スペイン語、タガログ語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通		1 嘱託書 ※1 (管轄裁判所あて一 英語、スペイン語又はタガログ語のいずれかの訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語、スペイン語又はタガログ語のいずれかの訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※2	2箇月		8箇月
VI 大使、総領事の管轄区域	在フィリピン日本国 大使	在ダバオ日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域	

	在ダバオ日本国総領事	北サンボアンガ州, 南サンボアンガ州, サンボアンガ・シブガイ州, ブキドノン州, カミギン州, 北ラナオ州, 西ミサミス州, 東ミサミス州, コンポステラ・バレー州, 北ダバオ州, 南ダバオ州, 東ダバオ州, 西ダバオ州, コタバト州, サランガニ州, 南コタバト州, スルタン・クダラット州, 北アグサン州, 南アグサン州, ディナガット・アイランズ州, 北スリガオ州, 南スリガオ州, 南ラナオ州, マギンダナオ州, バシラン州, スールー州, タウィタウィ州
--	------------	---

※1 嘱託書には、可能な限り、受送達者の電話番号を記載してください。

※2 「v 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一路線で嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。